

社 援 発 第 1 1 1 1 0 0 3 号
平 成 2 0 年 1 1 月 1 1 日

(最終改正)

社 援 発 0 3 3 0 第 7 8 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
関 係 団 体 の 長
地 方 厚 生 (支) 局 長

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について

社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会（以下「実習指導者講習会」という。）については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 518 号）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第十四号ロ及び社会福祉士介護福

祉士学校指定規則第五条第十四号ロに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 519 号）（以下「基準告示」という。）により定められているところであるが、さらに具体的な運用基準を示すため、今般、別添 1 のとおり社会福祉士実習指導者講習会実施要領を、別添 2 のとおり介護福祉士実習指導者講習会実施要領を定め、実習指導者講習会の実施に当たっては、基準告示によるほか、これらの要領によることとし、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたので参考までに通知する。

別添 1

社会福祉士実習指導者講習会実施要領

1. 講習会の実施主体

講習会の実施主体は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 518 号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする。

2. 講習会実施の届出

（１）講習会の実施者は、講習会の実施前に、当該講習会を実施する都道府県を所管する地方厚生（支）局長へ様式 1 による届出書を届け出ること。ただし、複数の都道府県で講習会を実施する場合にあっては、当該講習会を実施する法人の住所を所管する地方厚生（支）局長へ届け出ること。

（２）講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式 2 による講習会修了者名簿を地方厚生（支）局長へ届け出ること。

なお、実施者の側にあっても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。

（３）講習会を廃止する場合にあっては、廃止の事前に、その旨を速やかに届け出ること。

3. 講習会の内容

（１）講習会の具体的な内容は、次表の内容以上とすること。

また、1 の講習会の実施者がこれらの内容すべてを実施する必要があること。

科目名	授業形式	時間数	内 容
実習指導概論	講義	2	1. 社会福祉士の意義と役割

			2. 実習の制度上の枠組みと意義 3. ソーシャルワーク実践と実習プログラム 4. 個人情報保護と実習での対応 5. 実習指導における専門職の役割
実習マネジメント論	講義	2	1. 実習マネジメントの意義と対象 2. 施設・機関内における実習マネジメント 3. 施設・機関外における実習マネジメント 4. 実習におけるリスクマネジメント 5. 実習マネジメントの実際
実習プログラミング論	講義	3	1. 実習プログラムの考え方 2. 実習プログラミングの方法 3. 実習の展開方法 4. 実習プログラム構築の具体例
実習スーパービジョン論	講義	2	1. 「スーパービジョン」の基礎理解 2. 実習スーパービジョンの特質 3. 実習プログラムと実習スーパービジョンの展開 4. 実習スーパービジョンの実際
	演習	5	実習におけるスーパービジョンの展開方法
合計		14	

(2) 科目名については、他の科目名で開講することも差し支えないが、その場合も含め、少なくとも講習会の開催要綱等において(1)の表に定める内容が全て含まれている必要があること。

(3) 講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有するものであって、当該講師が講習会を受講する場合にあっては、講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該講師が当該科目を当該講習会において履修したものであるとして認定することができるものであること。

4. 講習会の講師

講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であることが望ましいこと。

(1) 学校教育法に基づく大学、大学院又は短期大学の教授、准教授、助教又は講師として5年以上の教歴を有する者

- (2) 社会福祉士養成施設又は社会福祉士学校の専任教員として5年以上の教歴を有する者
- (3) 社会福祉士の資格取得後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

5. 講習会の施設設備

講習会の実施者は、当該講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保すること。
また、演習を行うための演習室を確保できることが望ましいこと。

6. 講習会の開講時期及び開講パターン

講習会の実施者は、現に就労している受講者が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期について、夏期休暇又は冬期休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とし、また、開講パターンについて、平日・昼間の開講に限らず、休日・夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮した創意工夫を行うこと。

7. その他

実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の講習会の実施に係る届出の内容については、厚生労働省ホームページ等において公表することとしていること。

社会福祉士実習指導者講習会実施届出書

講習会の名称				
実施主体の名称				
実施主体の主たる事務所の所在地等	電話番号：			
講習会を実施する会場の所在地（都道府県単位）				
開講期間		受講定員		
講習会の内容				
科目名	授業形式	開講科目名	開講時間数	担当講師の氏名
実習指導概論	講義			
実習マネジメント論	講義			
実習プログラミング論	講義			
実習スーパービジョン論	講義			
	演習			

（注）開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

令和 年 月 日

法人・機関名：_____

法人・機関代表者氏名：_____

様式 2

社会福祉士実習指導者講習会修了者名簿

实施主体：

[illegible]

別添 2

介護福祉士実習指導者講習会実施要領

1. 講習会の実施主体

講習会の実施主体は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第十四号ロ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第十四号ロに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 519 号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする。

2. 講習会実施の届出

（1）講習会の実施者は、講習会の実施前に、当該講習会を実施する都道府県を所管する地方厚生（支）局長へ様式 1 による届出書を届け出ること。ただし、複数の都道府県で講習会を実施する場合にあっては、当該講習会を実施する法人の住所を所管する地方厚生（支）局長へ届け出ること。

（2）講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式 2 による講習会修了者名簿を地方厚生（支）局長へ届け出ること。

なお、実施者の側にあっても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。

（3）講習会を廃止する場合にあっては、廃止の事前に、その旨を速やかに届け出ること。

3. 講習会の内容

（1）講習会の具体的な内容は、次表の内容以上とすること。

また、1 の講習会の実施者がこれらの内容すべてを実施する必要があること。

科目名	講義形式	時間数	目標及び内容
介護の基本	講義	2	○ 介護福祉士が働く場で必要とされる法や制度の動向を理解する

			・社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、障害者自立支援法等の関係法制度 ・介護福祉士としての職業倫理
実習指導の理論と実際	講義	2	○ 実習指導の基本と実習指導者のあり方等について理解する ・実習の意義と目的 ・教育者としての実習指導者の役割 ・介護実習の目標 ・介護福祉士養成校との連携
	演習	2. 5	・養成校と実習施設の連携を図るための実習懇談会ロールプレイ等
介護過程の理論と指導方法	講義	2	○ 介護過程の意義と目的を理解する ○ 介護過程展開のプロセスを理解する ・アセスメント ・課題の明確化 ・介護計画の立案 ・介護の実施 ・評価と修正 ・利用者個々の状態・状況に応じた介護過程の展開（自立支援・生活支援の視点で） ○ 介護過程における計画の作成と指導方法を理解する ・実習生にとって効果的な学習方法
	演習	4	・事例から介護過程を展開する ・実習生に対する介護過程の指導方法に関する演習
スーパービジョンの意義と活用及び学生理解	講義	1	○ 実習におけるスーパービジョンの意義と目的を理解する ・スーパービジョンの活用方法 ・実習生に対するスーパービジョン
	演習	6	○ 事例を通して学生理解及び指導方法について学ぶ ・スーパービジョンの実施方法

			・受講生の実習指導場面の事例及びそれに対する指導方法に関するグループワーク
実習指導の方法と展開	講義	1	○ 指導計画の作成と指導方法を理解する ・介護実習指導計画の作成と指導目標 ・実習記録の書き方と指導方法 ・カンファレンスの持ち方、評価方法等
	演習	2	・実習記録の指導に関するロールプレイ ・模擬カンファレンス
実習指導における課題への対応	演習	1. 5	○ 専門職に求められる倫理、資質、能力等を理解する ・教員・実習指導者に求められる資質、能力
実習指導者に対する期待	講義	1	○ 実習指導における自職場の課題への対応方法について理解する ・実習生受け入れ、実習生指導に伴う自施設の課題と対処方法 ○ 介護福祉士のキャリアアップと生涯研修制度を理解する ・職員の就労意欲の向上、専門職としてのキャリアデザイン ・生涯研修制度と自己教育力 ・実習生の学習意欲の向上への結びつけ ○ 自職場における実習受け入れ効果の活用を理解する ・ケアの質の向上、業務改善への結びつけ ・介護に関する研究成果の活用と進展について
合計		2 5	

(2) 科目名については、他の科目名で開講することも差し支えないが、その場合も含め、少なくとも講習会の開催要綱等において (1) の表に定める内容が全て含まれている必要があること。

- (3) 講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有するものであって、当該講師が講習会を受講する場合にあっては、講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該講師が当該科目を当該講習会において履修したものと認定することができるものであること。

4. 講習会の講師

講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であることが望ましいこと。

- (1) 学校教育法に基づく大学、大学院又は短期大学の教授、准教授、助教又は講師として5年以上の教歴を有する者
- (2) 介護福祉士養成施設又は介護福祉士学校の専任教員として5年以上の教歴を有する者
- (3) 介護福祉士の資格取得後、介護等の業務に5年以上従事した経験を有する者

5. 講習会の施設設備

講習会の実施者は、当該講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保すること。
また、演習を行うための演習室を確保できることが望ましいこと。

6. 講習会の開講時期及び開講パターン

講習会の実施者は、現に就労している受講者が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期について、夏期休暇又は冬期休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とし、また、開講パターンについて、平日・昼間の開講に限らず、休日・夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮した創意工夫を行うこと。

7. その他

実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の講習会の実施に係る届出の内容については、厚生労働省ホームページ等において公表することとしていること。

様式 1

介護福祉士実習指導者講習会実施届出書

講習会の名称				
実施主体の名称				
実施主体の主たる 事務所の所在地等	電話番号：			
講習会を実施する会場の所在地（都道府県単位）				
開講期間		受講定員		
講習会の内容				
科目名	授業形式	開講科目名	開講時間数	担当講師の氏名
介護の基本	講義			
実習指導の理論と実際	講義			
	演習			
介護過程の理論と指導方法	講義			
	演習			
スーパービジョンの意義と 活用及び学生理解	講義			
	演習			
実習指導の方法と展開	講義			
	演習			
実習指導における課題への 対応	演習			
実習指導者に対する期待	講義			

(注) 開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

令和 年 月 日

法人・機関名：_____

法人・機関代表者氏名：_____

様式 2

介護福祉士実習指導者講習会修了者名簿

实施主体：_____

[illegible]